

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 5 月 29 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 56 号）

- ・上野厚生労働大臣、今枝内閣府副大臣、長坂厚生労働副大臣、広瀬農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産)
- ・鬼木誠君外 6 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産）から提出された附帯決議案について、沼崎満子君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産)
(質疑者) 山本香苗君（中道）、辰巳孝太郎君（共産）、岡野純子君（国民）、豊田真由子君（参政）、金澤結衣君（自民）、藤田誠君（自民）、伊東信久君（維新）、早稲田ゆき君（中道）、古川あおい君（みらい）

(質疑者及び主な質疑事項)

山本香苗君（中道）

(1) 労災認定関係

- ア 支給・不支給別の申請から決定までの平均期間及び支給・不支給のそれぞれの割合
- イ 不支給決定までの期間が支給決定までの期間に比して長期である理由
- ウ 認定までに要する期間の短縮に向けた方策
- エ 認定までの伴走支援体制を整備し被災労働者に着実に届くようにする必要性

(2) 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止関係

- ア 農業への強制適用が必要と判断した理由とその意義
- イ 施行まで 5 年を要する理由
- ウ 現物支給による報酬を得る者の取扱い
- エ 加入手続、労務管理、保険料納付等についての現場へのサポート体制

(3) 社会復帰促進等事業関係

- ア 審査請求先等の見直しの具体的な改善効果及び労災保険給付との判断の統一や被災労働者の迅速な救済につなげていく必要性
- イ 中東情勢を踏まえて義肢等補装具費について実態調査を行い早急に基準価格の改定を行う必要性
- ウ 義肢等補装具費の支給範囲を社会復帰につながるよう見直す必要性及び義肢等補装具の費用対効果を示す必要性
- エ 義肢装具士もリハビリテーション 3 職種とともに専門性を生かした活用を図っていく必要性

(4) 定時制高校で就業体験の場の確保を担当する教員が労働基準法の年少者保護規定を理解する重要性に鑑み事業主向けのリーフレットを一助として文部科学省が情報提供をする必要性

辰巳孝太郎君（共産）

- (1) 遅発性疾病の給付基礎日額に関する基準の見直しに関し既に決定済みの受給者についても見直し後の給付基礎日額に算定し直す必要性
- (2) 政府が検討している家事支援策関係
 - ア 家事支援サービスの国家資格化関係
 - a 生活援助等が介護保険外サービスへと移行する流れの呼び水になる懸念

- b 保険外サービスの収益化が進むことにより介護人材不足に拍車がかかる懸念
- イ ベビーシッターの利用拡大に向けた支援策と既存の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業との関係
- ウ 家事支援サービスに係る税制措置が高所得者優遇につながる懸念

岡野純子君（国民）

- (1) 労働者は守られるべき存在であるという大前提についての厚生労働大臣の所見
- (2) 労災かくし関係
 - ア 労災かくしの具体的な調査方法
 - イ メリット制の副作用による労災かくしについて調査を実施し対策を講ずる必要性
- (3) 事業主への労災保険給付の支給決定等の事実の情報提供の内容に被災労働者の氏名を含めることに係る被災労働者の保護の観点からの妥当性
- (4) 特別加入団体の要件の法定化等関係
 - ア 省令で定める承認要件の内容
 - イ 承認要件を現行の通達より実効性のある厳格なものとする必要性
 - ウ 保険関係を消滅させる場合においても特別加入者本人の保護に資するよう救済策を用意しておく必要性
 - エ 特別加入団体に求められる労働者性の確認の水準及び労働者性があると思われる場合に労働基準監督署等に接続する仕組みの必要性
- (5) 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し関係
 - ア 特定の疾病に限って5年間に延長する理由及び全て5年間に延長した場合の具体的なデメリット
 - イ 厚生労働省における消滅時効期間の徒過の捉え方
 - ウ 5年間に延長する対象に申請をためらった場合等を含める必要性
- (6) 被災労働者の遺族が人生を立て直すための支援策との連携を含めて補償の在り方を議論していく必要性
- (7) 農林水産業の事業主から保険料負担への納得を得るために業種・業態によりリスクに差があることにより想定される不満等を踏まえた上で労災保険制度の趣旨を説明していく必要性

豊田真由子君（参政）

- (1) 遺族補償年金における支給要件等の見直し関係
 - ア 夫にのみ課せられた支給要件が存続してきた理由
 - イ 労災保険給付額及び労災保険率に与える影響
 - ウ 物価高等を踏まえた給付水準の妥当性
- (2) 石綿関連疾病等の遅発性疾病に係る労災保険給付請求権の消滅時効期間を5年より長い期間とする必要性
- (3) 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止関係
 - ア 新たに適用対象となる小規模な個人経営の農林水産業の事業主に対する加入手続等のきめ細やかな支援の必要性
 - イ 農協・漁協・森林組合等の地域の関係団体を通じて労災保険への加入を促進する必要性
 - ウ 農林水産業における既存の民間保険との競合及び民業圧迫への懸念
- (4) 実態として労働者に該当する者が保護されない偽装フリーランス問題への対応策
- (5) 労働基準監督署における労災認定業務の現状及び今後の効率化・電子化の取組方針

金澤結衣君（自民）

- (1) 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止に伴う労働保険事務組合等の事務負担軽減等の伴走型支援の取組方針
- (2) 農林水産業の特別加入者に対する熱中症による業務災害に係る労災認定の考え方
- (3) 特別加入団体の要件を法定化する意図及び目的並びに特別加入団体に求める役割
- (4) 一般消費者に対してサービスを提供するフリーランスに対する特別加入制度による保護の必要性
- (5) 一人一人が安心して働き続けられ努力が未来につながる社会の実現に向けた長坂厚生労働副大臣の決意

藤田誠君（自民）

- (1) 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し関係
 - ア 労災の可能性に気づきにくい疾病について被災労働者や遺族が早期に相談できるよう労災保険制度の周知・運用を強化していく必要性
 - イ 疾病型の労災の立証に必要な資料の確保関係
 - a 事業主の記録保存期間の5年への延長予定の有無
 - b 医療機関との連携の取組
- (2) 労災認定がなされたことと労働安全衛生法令違反との関係
- (3) 労災保険のメリット制関係
 - ア メリット制における労災保険率の増減の範囲
 - イ メリット制により労働者の労災保険給付請求が妨げられている実態がないか確認する必要性
- (4) 労災保険給付請求は事業主証明がない場合でも可能であり事業主の意見申出により妨げられるものではないという理解の正否
- (5) 暫定措置が廃止される小規模な個人経営の農林水産業の事業主の労災保険加入に係る進捗状況の把握方法、推進のための方策及び数値目標
- (6) 特別加入団体の要件の法定化等関係
 - ア 団体運営の適正化と是正措置の進め方
 - イ 小規模な団体等での過度な事務負担による団体の保険関係の消滅に伴い特別加入者が無保険となる場合を想定した対応策

伊東信久君（維新）

- (1) 遺族補償年金における支給要件等の見直し関係
 - ア 遺族補償年金等の現受給者であって給付基礎日額153日分の年金額を受給している者の改正法施行後の取扱い
 - イ 改正法施行前に労働者たる妻が死亡した55歳未満の夫に対して改正法の要件を適用して遺族補償年金等を支給するとの考え方の是非
 - ウ 遺族厚生年金が有期給付化されたにもかかわらず遺族補償年金等を有期給付化しない理由
- (2) 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し関係
 - ア 事業主側の賃金台帳等の記録の保存期間を5年に延長する見直しの有無及びない場合の理由
 - イ 別の病態が発生し得る石綿関連疾病や精神疾患に係る消滅時効の取扱い
- (3) 労災保険給付に関する決定への不服申立てに係る審査関係
 - ア 決定が覆る件数及び割合
 - イ 訴訟によって決定が覆るものと比べた場合のアの割合の妥当性
- (4) 暫定措置の廃止により新たに労災保険の適用対象となる事業主に理解を求めていく方策
- (5) 特別加入団体に対する業務改善命令や当該命令に違反した場合の保険関係の消滅は特別加入者を保

護するため丁寧に行う必要性

早稲田ゆき君（中道）

- (1) 今国会提出の個人情報保護法等改正案における統計特例関係
 - ア 令和7年3月に厚生労働省が個人情報保護委員会に提出した意見書で示した懸念のうち担保措置及び手続の詳細に係るものの払拭状況
 - イ 医療分野のガイドラインの策定に当たって個人情報保護委員会と厚生労働省が連携する必要性
 - ウ 厚生労働省との共管ではない規則において法に上乗せして医療分野の懸念を払拭する必要性についての今枝内閣府副大臣の見解
 - エ 令和7年9月に開催された「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において日本医師会の長島理事及び京都大学の黒田教授が示した懸念に対する厚生労働大臣及び今枝内閣府副大臣の見解
 - オ EUの一般データ保護規則における医療情報の取扱い関係
 - a 例外規定に関する調査結果
 - b 仮名化しなかった実例の有無
- (2) 事業主への労災保険給付の支給決定等の事実の情報提供及びメリット基礎情報の提供関係
 - ア 不当な圧力や請求の萎縮を招き個人情報保護の観点からも問題があるといった反対意見を踏まえ取りやめる必要性
 - イ 不当な圧力や請求の萎縮を招かないための措置の内容
 - ウ メリット制の弊害が明らかとなった場合の事業主への情報提供の廃止を含めた見直しの必要性
- (3) 特別加入団体の要件の法定化等関係
 - ア 各団体の取組状況を評価し優良事例についてインセンティブを付与するなど積極的に業務災害防止を後押しする必要性
 - イ 労働保険事務組合に準じた報奨金制度や補助制度を創設して各団体の業務災害防止活動や相談体制に対し財政的な支援を行う必要性
 - ウ 実際の災害防止実績に応じた支援制度を検討する必要性
- (4) 特別加入に係る保険料負担の在り方関係
 - ア 保険料負担について発注者が協議に応じる義務を明確化する必要性
 - イ 芸能従事者を含むフリーランス分野全体における発注者側の負担責任の在り方を検討する必要性
- (5) 国家公務員及び地方公務員の遺族補償年金における男女差について今回改正をしなかった理由及び今後の予定

古川あおい君（みらい）

- (1) 精神障害の労災について退職後と在職中を区別して請求件数を把握したデータの有無
- (2) 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止関係
 - ア 現在適用されている事業主及び新たに適用対象となる事業主のそれぞれに生じる不利益及びその対応策
 - イ 施行までの間厚生労働省と農林水産省が連携して労災防止の取組及び事務負担の軽減支援を行う必要性
 - ウ 小規模事業所において死亡等の重篤な事故が多発する現状への対応策
- (3) 介護（補償）等給付請求権に係る消滅時効関係
 - ア 不支給理由の約3割を占める時効徒過の理由及び厚生労働省の受け止め
 - イ 行政側が特定可能な受給対象者に対するプッシュ型通知の仕組みを導入する必要性